

令和2年2月20日

担当 中小企業課長 難波 貢司

TEL (082) 224-5661

FAX (082) 224-5643

株式会社玉屋の再生手続開始申立に伴う 関連中小企業者に対する信用保証枠の拡充 (令和2年2月20日付け指定)

～関連中小企業者に対し特例措置（セーフティネット保証）の適用を令和2年2月20日から開始～

株式会社玉屋（島根県松江市平成町182番地7）が令和2年1月6日付けで民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、連鎖倒産など関連中小企業者の経営に重大な影響が予想されます。

このため、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき、令和2年2月20日付け「経済産業省告示第27号」で、同法による再生手続開始申立等事業者として同社が指定されました。

この指定によって、当該指定事業者に係る売掛金債権等を有している関連中小企業者は、下記により特例措置（セーフティネット保証）を受けることが可能となりました。

記

1. 指定の概要

再生手続開始申立等事業者 株式会社玉屋（島根県松江市平成町182番地7）
指 定 期 間 令和2年1月6日から令和3年1月5日まで

2. 特例措置（セーフティネット保証）の対象

次のいずれかの基準に該当する中小企業者

- (1) 指定された事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有していること。
- (2) 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

3. 再生手続開始申立等関連中小企業者に対する特例措置（セーフティネット保証）の内容

指定された事業者に関連する中小企業者は、通常の限度額とは別枠で信用保証を受けることができます。

	通常の限度額		別枠の限度額
・ 普 通 保 証	200百万円		200百万円
・ 無 担 保 保 証	80百万円	+	80百万円
うち無担保無保証人保証	20百万円		20百万円

4. 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことができます。（なお、申込み後は金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があるため、無条件で特例措置を受けられるものではありません。）

（本発表資料のお問合せ先）

中国経済産業局 産業部 中小企業課

TEL : 082-224-5661 FAX : 082-224-5643

担当 : 難波、内海、原田、下藤